

令和3年3月19日

宮城県公報第189号別冊2

令和2年度 行政監査結果報告書

— 県有施設の安全管理について —

令和3年2月

宮城県監査委員

目 次

第1章 監査の概要	1
1 監査対象事務	1
2 監査の目的	1
3 監査の着眼点と主な調査内容	1
4 監査の対象機関	2
5 監査の実施方法	2
第2章 監査結果	4
1 県有建築物の保全管理について	4
2 施設の安全確保について	8
3 施設管理における課題等	10
第3章 監査結果を踏まえた意見	13
第1 施設の保全管理について	13
第2 施設の安全確保について	14
第3 施設の運用状況について	15
第4 施設管理における課題等	16
むすびに	17

【資料】	18
1) 令和2年度行政監査実施計画	19
2) 県有施設の安全管理に関する行政監査調査票	21
3) 個別施設計画策定状況（R2.4.1現在）	30

※出典：宮城県総務部管財課ホームページ

第1章 監査の概要

1 監査対象事務

県有施設の安全管理について

2 監査の目的

行政サービスを提供する上で、公共施設の安全・安心は最優先に確保されるべきであるが、近年、豪雨等の災害の頻発により、その重要性はさらに高まっている。また、県有施設の老朽化に伴い、今後の改修、更新、維持管理等においては、財政面を含め計画的かつ適正な管理・運営が求められている。

これらのことから、各施設における管理体制及び施設の設置目的に応じた運用状況を把握・確認し、施設利用者の安全確保及び施設の効率的運用に資することを目的として監査を実施した。

また、県の事務事業の円滑な運営及び職員の福利厚生に資することを目的として設置した県職員宿舎についても、併せて実施した。

3 監査の着眼点と主な調査内容

着眼点	主な調査内容
(1) 施設の保安全管理について	・関係法令等に基づき、法定点検や必要な届出等が適正に行われているか。 ・点検における要是正箇所について、速やかに対応措置が講じられているか。
(2) 施設の安全確保について	・火災・災害の発生時における対応マニュアル等を整備しているか。 ・職員に対して研修等を実施するなど、安全管理に関する意識付けを行っているか。
(3) 施設の運用状況について	・利用者の安全確保及び利便性向上を図った運用がなされているか。 ・利用者からの意見・要望等を取り入れた施設運営がなされているか。
(4) 施設管理における課題等	・施設の管理運営上の課題が把握され、対応方針が示されているか。

4 監査の対象機関

- (1) 建築基準法第2条第2号^(注1)に規定する特殊建築物の管理者及び庁舎管理規則第3条^(注2)に規定する管理責任者を置く178所属（指定管理者に管理を委任している施設は除く。）
- (2) 総務部管財課（宮城県公共施設等総合管理方針を所管）
- (3) 土木部営繕課（県有建築物保全点検を実施）

5 監査の実施方法

(1) 書面調査

監査の実施に当たり、施設の管理状況及び運用状況等を把握するため、前記「4 監査の対象」の所属（ただし、(3)を除く。）を対象に「行政監査調査票」により書面調査を実施した。

(2) 事務局監査

ア 対象機関

監査対象機関に選定した地方公所13機関及び県立学校4機関並びに警察署2機関（表1のとおり）

イ 実施方法

実地監査により実施した。

ウ 実施期間

令和2年7月29日（水）から令和2年12月4日（金）まで

(3) 委員監査

ア 対象機関

事務局監査実施対象19機関（表1のとおり）

イ 実施方法

実地監査により実施した。

ウ 実施期間

令和2年9月11日（金）から令和3年1月27日（水）まで

注1：建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）

（用語の定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

注2：庁舎管理規則（昭和40年8月27日宮城県規則第64号）

（管理責任者）

第3条 総務部長は、庁舎の管理に関する事務を総括するものとする。

2 この規則に基づく庁舎の管理の責任者（以下「管理責任者」という。）は、次の表（掲載省略）の上欄に掲げる庁舎の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる者（※）とする。

※ 管財課長、議会事務局総務課長、警察本部総務部装備施設課長、地方合同庁舎の管理を分掌する地方機関の長、一の地方機関の用に供されている場合は当該地方機関の長、二以上の地方機関の用に供されている場合は当該地方庁舎の管理を分掌する地方機関の長

表1 監査の実施機関及び実施方法

No.	対象機関名	実施方法	
		事務局監査	委員監査
1	公務研修所	実地	実地
2	保健環境センター	実地	実地
3	仙台保健福祉事務所	実地	実地
4	気仙沼保健福祉事務所	実地	実地
5	北部地方振興事務所栗原地域事務所	実地	実地
6	東部地方振興事務所登米地域事務所	実地	実地
7	気仙沼高等技術専門校	実地	実地
8	農業・園芸総合研究所	実地	実地
9	古川農業試験場	実地	実地
10	水産技術総合センター内水面水産試験場	実地	実地
11	石巻港湾事務所	実地	実地
12	図書館	実地	実地
13	蔵王自然の家	実地	実地
14	仙台二華高等学校・仙台二華中学校	実地	実地
15	農業高等学校	実地	実地
16	水産高等学校	実地	実地
17	柴田農林高等学校	実地	実地
18	加美警察署	実地	実地
19	若林警察署	実地	実地

第2章 監査結果

令和2年度行政監査実施計画（巻末資料1）に基づき、建築基準法第2条第2号に規定する特殊建築物の管理者及び庁舎管理規則第3条に規定する管理責任者を置く178所属（指定管理者に管理を委任している施設は除く。）、総務部管財課及び土木部営繕課を対象に、県有施設の安全管理について行政監査を実施した。

監査対象機関の各施設において、関係法令に基づく法定点検の実施状況及び改善状況、施設管理業務の現状・課題等を把握するため、「行政監査調査票」（巻末資料2）による書面調査（土木部営繕課を除く。）を行うとともに、19機関を対象に実地監査を行った。

書面調査結果及び実地監査結果の概要については、以下のとおりである。

1 県有建築物の保全管理について

(1) 建築基準法に基づく点検の実施状況について

建築基準法第12条第2項の規定に基づく建築物の基礎・土台・外壁等に係る3年以内ごとの定期点検については、書面調査及び実地監査において、全ての施設で実施している状況が確認できたが、同法第12条第4項の規定に基づく換気・排煙・給排水等の建築設備に係る1年以内ごとの定期点検については、書面調査では、全ての施設で実施しているとの回答があったものの、実地監査でその状況を確認したところ、給排水等一部設備の点検が未実施である施設が散見された。

法定点検における要改善事項及び是正等の状況は表2～表5のとおりである。書面調査及び実地監査において、「要是正」と判定された箇所については、おおむね対応がなされていることが確認されたが、「要計画修繕」以下の判定を受けた箇所については、予算措置の優先順位等の理由により、目処が立っていないものも多く認められた。

表2 建築基準法第12条第2項に基づく法定点検における要改善事項
(全体件数：388件／複数回答)

項目	件数
a. 基礎，外壁，窓サッシ等の劣化・損傷	85
b. 屋根の劣化，雨漏り	82
c. 防火設備の劣化・損傷	21
d. 壁，床，柱等のひび割れ	69
e. 照明器具，懸垂物等の落下防止対策不備	9
f. 非常用照明の不点灯	41
g. 階段，手すり等の劣化・損傷	19
h. その他	62

* 【「その他」の主な内容】

- ・ ブロック塀の劣化，ブロック塀の現行法の安全基準への不適合
- ・ 建物周辺の地盤沈下が進行
- ・ 埋設雨水配管不通による排水不良
- ・ ガラスの割れ
- ・ 排煙窓作動不良

表3 建築基準法第12条第2項に基づく点検の要改善事項に係る是正状況
(全体件数：200件[※]／複数回答)

項目	件数
a. 1年以内には是正済みである	50
b. 1年を超えているが是正される見込みである	33
c. 現在計画中であり，完了予定時期の見込みが立っている	32
d. 未定である	40
e. その他	45

※ 要改善事項の内容により是正状況が異なる（複数にまたがる）場合があるため，要改善事項と是正状況の全体件数は一致しない。

＊【「未定である」理由及び「その他」の主な内容】

- ・ 項目によっては**修繕費が高額なため，現在工事について調整中**であり，実施時期は未定
- ・ 令達予算が不足しているため。
- ・ 南校舎の雨漏りがひどく施設整備計画に載せているが，規模が大きく**数年後に統合も予定されていることから予算が措置されない。**
- ・ 壁のひび割れ等について，どのように修繕したらよいか検討中である。
- ・ 小破修理で済む程度のは，随時改善しているが，ボイラー設備等の**大規模な改修については，主務課（施設整備課）の計画によるため**，学校としては見込みが立たない。
- ・ 毎年度施設整備計画に掲載し要望しているところだが，**改善箇所が相当数あり，多額の経費が必要となるため**，现阶段で具体的な時期は未定である。
- ・ 危害が及ぶ可能性が低く，緊急を要しないため，経過観察としている。

表4 建築基準法第12条第4項に基づく法定点検における要改善事項
(全体件数：68件／複数回答)

項目	件数
a. 無窓居室，火気使用室等の換気・排気不良	3
b. 排煙機の作動不良	4
c. 非常用照明装置の作動不良，照度不足	15
d. 給水・排水設備の配管の錆，腐食，漏水	13
e. 昇降機の整備不良	12
f. その他	21

＊【「その他」の主な内容】

- ・ エレベーターの耐震対策未了，エレベーターの現行法の安全基準への不適合
- ・ 防火扉の閉鎖不良
- ・ 受水槽の外観劣化，架台腐食，設計震度基準値未満
- ・ マンホールのパッキン不良，排水バルブの詰まり

表5 建築基準法第12条第4項に基づく点検の要改善事項に係る是正状況
(全体件数：60件[※]／複数回答)

項目	件数
a. 1年以内には是正済みである	26
b. 1年を超えているが是正される見込みである	3
c. 現在計画中であり，完了予定時期の見込みが立っている	6
d. 未定である	12
e. その他	13

※ 要改善事項の内容により是正状況が異なる（複数にまたがる）場合があるため，要改善事項とは是正状況の全体件数は一致しない。

＊【「未定である」理由及び「その他」の主な内容】

- ・ 主務課には要望しているが，実施の見通しは立っていない。
- ・ 施設整備3カ年計画を作成し要求しているが，改善事項・案件が多数あるため，時期は未定。
- ・ 高額になる修繕については，今後予算要求し対応することになるため。
- ・ 予算要求したが認められない。
- ・ 早急に是正しなければならない状況ではない（現状で10年経過し，問題なし）。
- ・ エレベーターの耐震対策等が現行法の安全基準に不適合とされた箇所について，違法性がないことから先送りにしたが，今後修繕見積をとり，予算措置を講じたい。

(2) 消防法に基づく届出・点検等の実施状況について

防火管理者の選任（解任）が義務付けられている機関において，選任及び届出が適時適切になされていない事例（新型コロナウイルス感染症拡大等の影響による届出遅延は除く。）が確認された。実地監査において調査したところ，管理権原者あるいは防火管理者が人事異動により変更した際，消防署への届出手続きを失念し，複数年度にわたって放置されていた事案なども認められた。

また，消防計画で定めている消防訓練が計画どおりに実施されていない機関が確認されたが，その主な理由としては，令和元年東日本台風の影響によるものや業務多忙によるものなどであった。

一方，消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等点検の対象となっていない機関において，火気取締責任者が，消火器の交換や自主点検等を適切に実施している機関が確認された。

法定点検における要改善事項及び是正等の状況は表6及び表7のとおりである。改善を求められた事項に係る改善（改修）計画書・報告書等の管轄消防署への提出については，おおむね適正に行われており，改修が未定としている機関においても，その旨を報告済み又は報告予定であることを確認した。

表6 消防法第17条の3の3に基づく法定点検における要改善事項

(全体件数：294件／複数回答)

項目	件数
a. 消火器具の取付不備, 劣化	60
b. 消火栓設備の不良	29
c. 火災報知設備, ガス漏れ火災警報設備, 非常警報設備等の作動不良	75
d. 避難器具の整備不良	11
e. 誘導灯・誘導標識の整備不良	58
f. 非常電源の作動不良	11
g. 防排煙制御設備の不良	30
h. その他	20

＊【「その他」の主な内容】

- ・ 自動火災報知設備消耗品交換
- ・ 誘導灯バッテリー交換
- ・ 防火シャッター作動不良
- ・ 非常放送設備の不具合
- ・ 消火器の耐用年数超過

表7 消防法第17条の3の3に基づく法定点検の要改善事項に係る是正状況

(全体件数：139件[※]／複数回答)

項目	件数
a. 管轄の消防署に改善計画書を提出の上, 改善済み又は改善の見込みが立っている	63
b. 是正済み又は改善の見込みが立っているが, 消防署への改善計画書は未提出である	43
c. 原因究明や予算措置等で難航しており, その旨消防署に報告済みである	5
d. 未定であり, 消防署への報告もしていない	2
e. その他	26

※ 要改善事項の内容により是正状況が異なる(複数にまたがる)場合があるため, 要改善事項と是正状況の全体件数は一致しない。

＊【「未定である」理由及び「その他」の主な内容】

- ・ 要改善事項は, 令和3年度設計, 令和4年度改修予定。需用費で対応が可能なものは, 早期に整備を進める。
- ・ 改善事項については今後予算要求を行う予定であるが, 時期は未定。次回報告時期までに改善されない場合はその旨消防署への報告を行う予定。
- ・ 予算措置が必要となる箇所については, 予算要求の上, 令和3年度に改善予定であり, 改善計画については消防署あて提出予定である。

2 施設の安全確保について

(1) 火災，地震，豪雨等，災害発生時の対応について

災害発生を想定した対応マニュアル等の整備状況等については，表8～表10のとおりである。約半数の機関において所属独自のものを整備しており，そのうち県立高校及び特別支援学校については，調査対象93校中89機関（95.70%）という状況であることが確認された。また，その見直しの頻度については，77.68%の機関において年1回以上実施しており，必要の都度適宜見直しを図っている状況が確認された。

表8 災害発生を想定した対応マニュアル等の整備状況

(全体件数：212件／複数回答)

項目	件数
a. 所属独自のものを整備している	112
b. 部局等单位で整備されたものを共有している	29
c. 特に整備していない	33
d. その他	38

* 【「その他」の主な内容】

- ・ 消防計画に記載されている自衛消防組織の組織や任務，避難判断基準などの資料を配付している。
- ・ 庁舎の維持管理業者が作成している緊急時対応マニュアルを共有している。
- ・ 航空機給油取扱所予防規程に組み込んでいる。
- ・ 執務資料（主務課通知）を活用している。

表9 災害発生を想定した対応マニュアル等の見直し状況（頻度）

(全体件数：117件／複数回答)

項目	件数
a. 年1回以上程度行っている	87
b. 1～2年に1回程度行っている	12
c. 2～3年に1回程度行っている	1
d. 関係法令，規則に改正等があった時に随時行っている（時期を決めていない）	11
e. 策定以降行っていない	2
f. その他	4

* 【「その他」の主な内容】

- ・ 消防計画の改正等に合わせて確認を行い，必要に応じて見直しを行っている。
- ・ 防火管理者の変更があった都度見直しを行っている。（おおむね2年に1回）

表 10 災害発生を想定した対応マニュアル等を整備していない所属における今後の予定
(全体件数：33 件)

項 目	件数
a. 整備に向け稼働中又は計画中である	0
b. 整備を検討している	5
c. 必要性は感じているが、早々の対応は難しい状況である	14
d. 特に検討していない	13
e. その他	1

＊【「その他」の内容】

- ・ 県職員が配置されていない施設のため、管理・運営については基本的に入居団体（行政財産目的外使用許可団体）で検討されるべきであるため。

(2) 安全管理に係る知識の習得及び啓発について

施設管理において必要となる法定手続や業務に関する知識の習得については表 11 のとおりであり、主に前任者からの引継事項を基に、前例に倣って実施している機関がほとんどであることが確認された。また、インターネットでの情報収集や、日頃からの施設管理委託業者との連携により、知識の習得に努めているほか、各学校においては、教育庁施設整備課からの通知や指導を参考にするとともに、疑問点を随時、同課に照会するなどして連携を図っている。

施設を安全に管理するための情報・認識共有の機会について、各機関の取組状況は表 12 のとおりである。過去を含め、取組実績がないと回答した機関においては、どのような研修等に参加したらよいかわからないとの理由が半数程度、必要性を感じるものの、適切な内容のものがなかったり、業務が多忙であったりするため、参加や実施ができないとの理由が合わせて半数程度となっている。

表 11 施設管理において必要な法定手続や業務等に関する知識の習得手段
(全体件数：258 件／複数回答)

項 目	件数
a. 基本的には前任者からの引継があったこと（のみ）を実施している	167
b. 独自の資料収集・情報収集等により習得している	63
c. その他	28

＊【「その他」の主な内容】

- ・ 土木部営繕課による保全点検等の際に、アドバイスをもらうようにしている。
- ・ 前任者からの引継を基本とし、各自で関係法令等を確認しながら習得に努めている。
- ・ 主管課、主務課等からの通知や指導を参考にしている。
- ・ 点検業者とのやりとりの中で習得している。

表 12 令和元年度における施設の安全管理に関する各機関の取組状況

(全体件数：218 件／複数回答)

項 目	件数
a. 自所属主催の研修や会議を開催した	53
b. 他機関主催の研修や会議に参加した	30
c. 元年度は実施していないが過去に実施したことがある	11
d. 過去を含め、実績がない	75
e. その他	49

＊【「その他」の主な内容】

- ・ 必要に応じて、点検業者からの指導助言を得ている。
- ・ 毎年、年度当初の職員会議で、施設利用のオリエンテーションや防災計画の再確認を行っている。
- ・ 複数の職員で施設内の巡回を行い、修繕が必要な箇所や危険と思われる箇所があれば現場確認や打ち合わせするなど日常的に情報共有の機会を持った。

＊【具体的取組の主な内容】

- ・ 県庁舎自家用電気工作物保安教育（総務部管財課主催）
- ・ 庁舎管理担当者研修会（出納局会計指導検査室主催）
- ・ 設備研修（土木部主催）
- ・ 教職員防災研修会、防災主任研修会、県立学校事務長会議（教育庁主催）
- ・ 救急救命講習会（仙台市ほか）
- ・ 防災講話（管轄消防署）
- ・ 主に異動者を対象とした庁舎利用説明会（各機関）
- ・ 安全パトロール点検、防災点検

3 施設管理における課題等

(1) 施設管理業務を行う上での課題

各機関における施設修繕等に係る予算対応状況については表 13 のとおりである。緊急を要する改修等に充当する予算が措置され、すぐに対応が可能な体制である、又は、必要に応じ優先的に対応できる体制であるとする機関が全体の 3 割程度である一方、基本的には判定を受けてから予算要求を行うため、措置まで時間がかかるとする機関は全体の過半数であることが確認された。また、多くの機関において、施設の老朽化に伴う修繕頻度の高さや、施設修繕に関する知識や技術面でのノウハウ不足による、施工手順・方法・発注業務等の対応に苦慮している状況が確認された。

表 13 法定点検等における要是正等判定への予算対応状況

(全体件数：215 件／複数回答)

項目	件数
a. 緊急を要する改修等に充当する予算を措置しているなど、すぐに対応が可能な体制になっている	32
b. 改修を想定した予算は組んでいないが、必要に応じ優先的に対応できる体制になっている	40
c. 基本的には判定を受けてから予算要求を行うため、措置まで時間がかかる	120
d. その他	23

＊【「その他」の主な内容】

- ・ 毎年、主務課から建物の修繕計画についての照会があり、その内容に基づき次年度の予算要求が行われている。このほか緊急を要する修繕等については、10～50 万円程度の修繕費であれば、主務課の既決予算から状況に応じて予算令達される仕組みとなっている。
- ・ 修繕費として措置されている需用費の範囲でやりくりしており、不足する場合は主務課と協議の上、請差の流用等で対応している。
- ・ 少額な案件については既配予算で速やかに対応する。必要に応じ、点検業者からの指導助言を得ている。

(2) 施設管理者としての意見・要望等

各機関においては、施設管理業務に対する知識や経験不足により、前任者からの引継事項を「全て」として業務を遂行しているのが現状である。必要に応じて関係法令等の確認を行うが、「どこを見ればよいのか」から始まるため、経験値に応じた研修会の実施や、統一的なマニュアルを望む声が多い。

一方で、マニュアル策定等の実施により、業務の煩雑化、事務担当者への負担増を懸念する意見や、専門的知識が必要な分野における工事や修繕等において、土木部等の技術職員によるきめ細やかな支援体制を望む意見もあった。

施設の老朽化に伴う修繕等においても、ほとんどの施設においては、その都度の対応になっており、中長期的な視野での管理運営ができず、緊急を要する修繕に係る予算措置は優先的になされる傾向にはあるものの、高額となる場合は別途予算措置が必要となるため、早期に修繕ができない状況である。

また、学校現場からは、県立高等学校の再編計画の内容が示されていないため、学校で考えている現状に合わせた施設改修が検討できず、耐用年数を超えた古い施設で不便を強いながら学校教育活動を行わざるを得ない状況である等の意見もあった。

表 14 施設管理業務に関する意見・要望等

(全体件数：392 件／複数回答)

項 目	件数
a. 施設管理に関する全庁の統一的なマニュアルがほしい	95
b. 施設管理者向けの研修を実施してほしい	123
c. 要改善事項に速やかに対応できるよう予算措置してほしい	143
d. 特にない	16
e. その他	15

＊【「その他」の主な内容】

- ・ 統一的なマニュアルの整備を望むが、その中には、法令等で規定されている点検内容及び、点検を行うことができる有資格者（例：〇級建築士，〇〇検査員等）を明記して欲しい。
- ・ マニュアルや研修も良いが、他業務との兼合いから事務職員の負担が増えただけ、とならないよう配慮して欲しい。
- ・ 現在、様々なマニュアルがあり、これ以上細かいマニュアルがあっても他のマニュアルに埋没してしまいかねない。また、研修と言っても施設の種類は様々で画一的な研修は一般論に終始することになり実りが少ないと思われる。現在の管理業務委託の内容は、問題提起までとしているが、管理から修繕・工事まで（せめて修繕仕様書の作成まで）を一括して契約する仕組みにはできないものか。
- ・ 特に専門的な知識が必要な分野（例：電気設備，土木関係）において工事や修繕が必要な場合、当該業者からの提案等に対し、的確に判断をすることが難しい。そのような場合に、アドバイザー的な役割を担う職員が派遣され、共に対応できれば、よりよい施設管理が行えるものと思われる。

第3章 監査結果を踏まえた意見

県有施設の安全・安心を確保するためには、日常の管理を適切に行うことはもとより、万が一の火災や災害発生時に備えて、施設の利用者や職員の安全の確保及び被害の拡大防止に係る対策を講じておくことが重要である。

今回、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）で定める施設機能の維持保全・被害拡大防止及び消防法（昭和23年7月24日法律第186号）で定める防火・防災管理の視点等を中心に、県が管理する県有施設を監査した結果、防火管理に対する理解や安全管理の意識が不十分な施設があり、是正又は改善を要する事例が認められた。

そのため、前章とこれまでに実施した委員監査を踏まえ、以下、監査委員として意見を述べる。

1 施設の保全管理について

(1) 防火管理者の選任について

消防法第8条の規定に基づく防火管理者の選任が必要な防火対象物であるにもかかわらず、複数年度にわたって人事異動に伴う管理者の解任及び選任の手続がなされていない所属が複数認められた。

防火管理者は、消防法で不特定多数の人が集まる施設等の管理権原者に任命・選任することを義務付けており、火災等を未然に防ぐための管理を業務として行い、被害を防止するための施設に見合った消防計画を作成し、計画的に管理する責任者である。

また、今回の監査において、防火管理者の選任に関する明文化された基準がなく、それぞれの所属において、管理権原者が任意で選任している状況が確認された。防火管理者は、法令に反する事案があった際には罰則が科せられるなど、管理責任を負う立場であることから、選任に当たっては、管理職の職員がその職に就くことが適当であると考えられる。

なお、防火管理者となるためには、「防火管理（新規）講習」の受講が必要とされるなど、一定の資格要件があり、資格を有していない者を選任しようとする場合には、資格を取得するまでの間、防火管理者不在の状態となる。この状態では、施設管理上、支障を来すおそれがあるので、その間、他に有資格者がいる場合は、暫定的に選任しておくことも対応としては必要ではないかと考える。

以上のことから、防火管理者の選任基準を定めるとともに、各施設の防火管理者の選任漏れを防ぐため、定期的な選任状況の報告を求めてチェックするなどの対応が必要であると考えられる。また、防火対象物の管理権原者は、防火管理者の任命・選任を適時適切に行うよう、厳に留意されたい。

(2) 点検における要是正箇所への対応措置について

県有建築物の長寿命化と安全性の確保を効率的に行うことを目的として、土木部営繕課では、平成 26 年度から延べ床面積 100 m²を超える学校、図書館、寄宿舍等の特殊建築物及び 500 m²を超える事務所等を対象に 3 年周期（学校は 6 年）で建築基準法第 12 条第 2 項の規定に基づく建築物の点検を一部兼ねる「県有建築物保全点検」を実施、施設管理者が行う計画的な保全を専門的な立場から支援している。

この点検結果において、「D 判定（要是正）」とされた箇所については、おおむね速やかに改善措置が講じられてはいるものの、「C 判定（要計画改修）」とされた箇所については、施設管理者が中長期保全計画の中に位置づけてもなかなか予算化されず、施設の安全管理上、利用者等の危険を回避するため、使用禁止や立入禁止の措置をとらざるを得ない状況にある施設が複数確認された。

また、建築基準法第 12 条第 4 項の規定に基づく建築設備の年 1 回の点検については、施設管理者が業務委託等により実施しているが、点検が義務付けられている換気（空調）設備、排煙設備、給水設備、排水設備、非常用照明装置、防火設備及び昇降機を対象とせずに実施している施設が散見されたため、改めて根拠法令等を再確認して遵守するよう改められたい。

さらに、消防法第 4 条、第 16 条の 5 の規定に基づく消防署による立入検査において、消火器具動作不良及び消火栓設備不良の指摘があり、速やかな改善を求められたにもかかわらず、4 年間にわたって改善計画書の提出もなく放置されていた事案が確認された。加えて、消防用設備等定期点検においても、委託業者から是正を指摘されたにもかかわらず未改善のまま、消防署長からの指導書（消防法第 17 条違反）が交付された後、ようやく改善措置を講じて消防署に改善報告書を提出した杜撰な管理と言わざるを得ない事案も認められた。

法定点検や日常点検によって発見された不具合について、長期間改善せず放置するような事態は、公有財産規則で規定する「常に良好な状態に維持、保存する」ことを求めた管理の原則に反する取扱いであり、県有施設に対する安全性に疑念を招き、事故発生時には県民の信用失墜につながるおそれもあることから、速やかな改善措置を講ずるよう改められたい。

2 施設の安全確保について

(1) 火災・災害の発生時における対応マニュアル等の整備について

火災や地震等の災害や事故発生時に、施設の利用者や職員の安全を確保し、被害を最小限に抑えるためには、緊急時に必要な行動や役割分担、連絡体制等についての対応マニュアルを作成し、あらかじめ職員に周知しておくことが重要である。

今回の監査において、災害発生を想定した対応マニュアル等の整備状況について書面調査を行ったところ、「特に整備をしていない」と回答した所属が 15.6%、「部局単位で整備されたものを共有している」と回答した所属が 13.7%であった。そのほか実地監査においては、基本的事項のみの記載にとどまり実態にそぐわない内容のもの、マニュアルが所属職員に十

分に周知されていないケースなどが確認された。

また、マニュアルの内容が長期間見直されていない所属も認められたが、施設の規模や用途、利用状況等に合わせた内容となるよう随時見直しを図り、緊急時の発生に備えた事前の体制整備を万全にしておくよう努められたい。

(2) 防火管理意識の徹底について

施設の安全・安心を確保するためには、消防計画の作成や消防訓練の実施等、防火管理上必要な業務を行う防火管理者の責務が重大かつ重要である。

今回の監査においては、消防計画書で定める消防訓練の実施内容や回数が実態と相違している、あるいは災害対応や業務多忙を理由に訓練を実施していないなどの所属があり、防火管理者の認識不足等に起因した是正又は改善を要する事例が複数認められた。

また、消防訓練は、「訓練計画の策定」、「訓練の実施」、「訓練実施結果の検証」を繰り返すことにより、職員の危機管理意識の向上や火災発生時の迅速な行動につながるが、事後検証が十分に行われず、毎年、同様の訓練を繰り返している所属も散見された。

なお、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第25条第1項の規定に基づく避難器具の設置を必要とする防火対象物には、避難はしご、避難ロープ、救助袋等が設置されているものの、一部の所属においては、避難器具を訓練時に使用することもなく、かつ職員は使用方法を理解しておらず、火災等の非常事態に直面した際に的確にこれらの避難器具を使用できるか懸念される状況にあることが実地監査において確認された。

今後は、施設の管理権原者は防火管理者に動機づけを行い、防火管理者は防火管理上必要な業務について再度確認を行い、所属職員に対して防火管理意識を徹底するよう努められたい。

3 施設の運用状況について

(1) 遊休施設の管理について

県有施設の運用状況については、ユニバーサルデザインの導入や既存設備のバリアフリー対応への改修、情報発信力強化のために展示物の陳列や情報誌等の配架方法を工夫するなど、利用者の利便性向上を図るための各種取組が行われている。

また、組織再編や組織体制の見直し等へ対応するため、執務室の配分等に当たっては、既存施設の転用などの有効活用が効率的に行われている。

一方、組織再編や職員宿舍の廃止に伴い遊休化している施設のうち、処分が進まず今後の方針が定まっていないものなど施設管理上、問題を抱えている事案が認められた。

特に、県立高等学校の統合再編による供用廃止後、長期間、遊休状態にある校舎等の施設については、防犯上の観点から警備業務や敷地内の草刈等の維持管理業務を継続的に業者委託するなど、恒常的に経費負担が発生しており、加えて今後も引き続き管理責任を負うリス

クが相当程度想定されることから、早期に対応策を講ずる必要がある。

4 施設管理における課題等

(1) 長期的視点での施設の更新・修繕について

本県では、平成 28 年 7 月、県の所有管理する公共施設等の現状及び取り巻く将来見通しを基に、長期的・総合的な視点に立ち、今後 10 年間に於ける公共施設等の管理の基本方針「宮城県公共施設等総合管理方針」を策定した。

この中で令和 2 年度までに施設の所管課・部局において、施設の廃止・統廃合・長寿命化等を計画的に行う「個別施設計画」を策定して総務部管財課が取りまとめ、県の財政状況を踏まえて年度間の経費の平準化を図りながら、更新・修繕を行っていくこととしているが、計画の策定状況は、巻末資料 3「個別施設計画策定状況（R 2. 4. 1 現在）」のとおりとなっている。

公共施設等の更新・修繕に要する経費の確保は、県の財政運営上、重要な要素の一つであることから、計画未策定の施設については、早急に策定するよう取り組まれない。

(2) 県有施設に係る総合的な管理体制のあり方について

本県における県有施設の管理は、庁舎管理規則（昭和 40 年 8 月 27 日宮城県規則第 64 号）第 3 条第 2 項の規定で庁舎の管理責任者を定め、公有財産規則（昭和 39 年 3 月 30 日宮城県規則第 8 号）第 14 条の規定では、「部局長，課長，地方公所長及び事務主任者は，その管理に属する公有財産を常に良好な状態に維持，保存し，その所有の目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。」としている。今回の監査において、施設の管理はそれぞれの庁舎の管理責任者である所属長が基本的に行っていることは確認できたが、県全体として施設の管理状況を把握している体制にはなっていない実態にあることが判明した。

このことが、関係法令で義務付けられている建築設備に係る法定点検の一部未実施や諸手続の失念、防火設備の不備の見過ごし、安全管理上必要とされる消防訓練の未実施や対応マニュアルの未整備などの発生の一因となっていることから、公用又は公共施設の管理者として法令遵守の徹底及び施設利用者の安全確保を図る観点からも県全体の一元的な管理体制のあり方について検討すべきと考える。

(3) 施設管理業務に係るマニュアル等の整備について

施設管理業務を担当する職員には、建築・設備・防火・防災関係法令や技術的見地に基づく専門的な知識などが求められるが、今回の監査においては、各所属の担当職員から「業務内容の習得は、前任者からの事務引継に依るところが大きい。」「担当職員向けの基礎的な知識や技術を取りまとめた管理マニュアルの整備や研修会の開催が望まれる。」といった意見があった。

県有施設の管理権限は各所属長に委ねられており、施設管理業務の担当職員は、人事異動により初めて業務に携わることになることが多い。業務内容は、管理する施設の規模、用途によりそれぞれ異なるため、前任者からの引継事項を基に前例踏襲で業務をこなしている場合が多く、緊急時の発生への対応が万全であるとは必ずしも言えない状況にある。

このような状況を全庁的な課題として捉え、施設の種類・用途に応じた管理業務に関するマニュアルの整備や担当職員向けの研修会の開催など、担当職員の知識習得やスキルアップするための機会の創出について検討されたい。なお、検討に当たっては、担当職員の業務負担を勘案するとともに、現場のニーズをよく酌み取り、それらがより実効性の高いものとなるよう期待する。

むすびに

本県の県有施設は老朽化が進む一方で、事故未然防止等の観点から新しい施設基準に適合する設備への更新やデザイン性に優れ機能性の高い設備を備える新たな施設が建築されるなど、施設管理に関する業務は複雑化、多様化してきている。

県有施設は災害発生時には救助・復旧活動の拠点や避難所等としての役割も求められており、より一層の適正な管理に努め、県民をはじめとする多くの方々に安全かつ安心して利用していただけるよう、施設の保全及び機能維持に努められたい。

資 料

- 1) 令和2年度行政監査実施計画
- 2) 県有施設の安全管理に関する行政監査調査票
- 3) 個別施設計画策定状況（R2.4.1現在）

※出典：宮城県総務部管財課ホームページ

令和2年度行政監査実施計画について

1 監査テーマ

県有施設の安全管理について

2 監査の目的

行政サービスを提供する上で、公共施設の安全・安心は最優先に確保されるべきであるが、近年、豪雨等の災害の頻発により、その重要性はさらに高まっている。また、県有施設の老朽化に伴い、今後の改修、更新、維持管理等においては、財政面を含め計画的かつ適正な管理・運営が求められている。

これらのことから、各施設における管理体制及び施設の設置目的に応じた運用状況を把握・確認し、施設利用者の安全確保及び施設の効率的運用に資することを目的とする。

また、県の事務事業の円滑な運営及び職員の福利厚生に資することを目的として設置した県職員宿舎についても、併せて実施する。

3 監査対象機関

(1) 建築基準法第2条第2号^(注1)に規定する特殊建築物の管理者及び庁舎管理規則第3条^(注2)に規定する管理責任者を置く所属

ただし、指定管理者に管理を委任している施設は監査対象としない。

(2) 総務部管財課（宮城県公共施設等総合管理方針を所管）

(3) 土木部営繕課（県有建築物保全点検を実施）

4 監査の実施方法

(3) 書面調査

監査の実施にあたり、施設の管理状況及び運用状況等を把握するため、前記「3 監査対象機関（1）」の所属を対象に「行政監査調査票」により書面調査を実施する。

(4) 事務局監査

書面調査対象機関の中から、15機関程度を選定し、実地により事務局監査を実施する。

併せて、関係法令に基づく定期点検等を所管する管財課及び営繕課について監査を実施する。

(3) 委員監査

事務局監査実施機関を対象に、書面又は実地により監査を実施する。

5 監査の着眼点と主な調査内容

着眼点	主な調査内容
(1) 施設の保全管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等に基づき、法定点検や必要な届出等が適正に行われているか。 ・点検における要正箇所について、速やかに対応措置が講じられているか。
(2) 施設の安全確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・火災・災害の発生時における対応マニュアル等を整備しているか。 ・職員に対して研修等を実施するなど、安全管理に関する意識付けを行っているか。
(3) 施設の運用状況について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全確保及び利便性向上を図った運用がなされているか。 ・利用者からの意見・要望等を取り入れた施設運営がなされているか。
(4) 施設管理における課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営上の課題が把握され、対応方針が示されているか。

6 主な実施スケジュール

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 行政監査実施計画決定 | 令和2年6月15日（委員協議） |
| (2) 書面調査 | 実施計画決定後から令和2年7月末まで |
| (3) 事務局監査 | 令和2年8月から11月まで |
| (4) 委員監査 | 令和2年10月から11月まで |
| (5) 行政監査結果報告書作成 | 令和2年12月から令和3年1月まで |
| (6) 行政監査結果報告書決定 | 令和3年2月16日（委員協議） |
| (7) 知事等への結果報告 | 令和3年2月19日（報告は公報で公表） |
| (8) 知事等からの措置状況報告 | 令和3年3月19日（報告は公報で公表） |

注1：建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 特殊建築物 学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同様とする。）、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、市場、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、工場、倉庫、自動車庫、危険物の貯蔵場、と畜場、火葬場、汚物処理場その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

注2：庁舎管理規則（昭和四十年八月二十七日宮城県規則第六十四号）

（管理責任者）

第三条 総務部長は、庁舎の管理に関する事務を総括するものとする。

2 この規則に基づく庁舎の管理の責任者（以下「管理責任者」という。）は、次の表（掲載省略）の上欄に掲げる庁舎の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる者（※）とする。

※ 管財課長、議世事務局総務課長、警察本部総務部装備施設課長、地方合同庁舎の管理を分掌する地方機関の長、一の地方機関の用に供されている場合は当該地方機関の長、二以上の地方機関の用に供されている場合は当該地方庁舎の管理を分掌する地方機関の長

令和2年度行政監査調査票 「県有施設の安全管理について」

所属名		所属コード	
施設名 <small>※所属名と同じ場合は記載不要</small>			
担当者	氏名	職名	
連絡先	メールアドレス	電話番号	

1. 県有建築物の保全管理について(※1及び※2に係る点検周期, 対象部位については別紙1を参照願います。)

(1) 建築基準法第12条第2項に基づく点検(※1)の実施状況について

イ. 営繕課において実施する県有建築物保全点検又は庁舎管理委託等において実施する定期点検について、関係法等で定められている期限を遵守していますか。(該当する項目をチェックしてください。)

<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
-------------------------------	--------------------------------

ロ. 点検において、どのような要改善事項がありましたか。(該当する項目を全てチェックしてください。)

- a.基礎, 外壁, 窓サッシ等の劣化・損傷
- b.屋根の劣化, 雨漏り
- c.防火設備の劣化・損傷
- d.壁, 床, 柱等のひび割れ
- e.照明器具, 懸垂物等の落下防止対策不備
- f.非常用照明の不点灯
- g.階段, 手すり等の劣化・損傷
- h.その他(具体的に記載願います)

ハ. 点検結果の改善状況について、該当する項目をチェックしてください。

- a.1年以内には是正済みである(これまで要改善事項の指摘等をされたことがない場合を含む)
- b.1年を超えているが是正される見込みである
- c.現在計画中であり, 完了予定時期の見込みが立っている
- d.未定である
- e.その他(具体的に記載願います)

ニ. 【「ハ.」で「d.未定である」と回答した所属】理由を記載してください。

(2) 建築基準法第12条第4項に基づく点検(※2)の実施状況について

イ. 庁舎管理委託等において実施する保全点検について、令和元年度に実施していますか。(該当する項目をチェックしてください。)

<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
-------------------------------	--------------------------------

ロ. 点検において、どのような要改善事項がありましたか。(該当する項目を全てチェックしてください。)

- a.無窓居室, 火気使用室等の換気・排気不良
- b.排煙機の作動不良
- c.非常用照明装置の作動不良, 照度不足
- d.給水・排水設備の配管の錆, 腐食, 漏水
- e.昇降機の整備不良
- f.その他(具体的に記載願います)

--

ハ. 点検結果の改善状況について、該当する項目をチェックしてください。

- a.1年以内には是正済みである(これまで要改善事項の指摘等をされたことがない場合を含む)
- b.1年を超えているが是正される見込みである
- c.現在計画中であり, 完了予定時期の見込みが立っている
- d.未定である
- e.その他(具体的に記載願います)

--

二. 【「ハ.」で「d.未定である」と回答した所属】理由を記載してください。

--

(3) 消防法に基づく届出・点検等の実施状況について

イ. 防火管理者について、異動による変更等、必要の都度選任(解任)し、管轄の消防署に届出をしていますか。(該当する項目をチェックしてください。)

<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
-------------------------------	--------------------------------

ロ. 消防計画を作成していますか。(該当する項目をチェックしてください。)

<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
-------------------------------	--------------------------------

ハ. 消防計画に基づき、毎年、訓練を実施していますか。(該当する項目をチェックしてください。)

<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
-------------------------------	--------------------------------

二. 第17条の3の3に基づく法定点検について、令和元年度に実施していますか。(該当する項目をチェックしてください。)

①総合点検
(年1回)

<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
-------------------------------	--------------------------------

②機器点検
(年2回)

<input type="checkbox"/> している	<input type="checkbox"/> していない
-------------------------------	--------------------------------

ホ. 特定防火対象物該当の有無(※)について、該当する項目をチェックしてください(複数の所属を所管する施設においては、一部の所属が該当する場合を含む)。 ※別紙2を参照願います。

<input type="checkbox"/> する	<input type="checkbox"/> しない
-----------------------------	------------------------------

へ. 点検結果について、管轄の消防署に報告していますか。(該当する項目をチェックしてください。)

- a.3年に1回報告している
- b.1年に1回報告している
- c.報告していない
- d.その他(具体的に記載願います)

ト. 点検において、どのような要改善事項がありましたか。(該当する項目を全てチェックしてください。)

- a.消火器具の取付不備, 劣化
- b.消火栓設備の不良
- c.火災報知設備, ガス漏れ火災警報設備, 非常警報設備等の作動不良
- d.避難器具の整備不良
- e.誘導灯・誘導標識の整備不良
- f.非常電源の作動不良
- g.防排煙制御設備の不良
- h.その他(具体的に記載願います)

チ. 点検結果の改善計画及び報告状況について、該当する項目をチェックしてください。

- a.これまで要改善事項の指摘等をされたことがない
- b.管轄の消防署に改善計画書を提出の上、改善済み又は改善の見込みが立っている
- c.是正済み又は改善の見込みが立っているが、消防署への改善計画書は未提出である
- d.原因究明や予算措置等で難航しており、その旨消防署に報告済みである
- e.未定であり、消防署への報告もしていない
- f.その他(具体的に記載願います)

リ. 【「チ.」で「e.未定であり、消防署への報告もしていない」と回答した所属】理由を記載してください。

2. 施設の安全確保について

(1) 火災、地震、豪雨等、災害発生時の対応について

イ. 災害発生を想定した対応マニュアル等を整備していますか。(該当する項目をチェックしてください。)

- a.所属独自のものを整備している
- b.部局等单位で整備されたものを共有している
- c.特に整備していない
- d.その他(具体的に記載願います)

→「a所属独自のものを整備している」場合：マニュアル等の写しを添付願います。

ロ.【「イ.」で「a.所属独自のものを整備している」と回答した所属】マニュアル等の定期的な見直しを行っていますか。(該当する項目をチェックしてください。)

- a.年1回以上程度行っている
- b.1～2年に1回程度行っている
- c.2～3年に1回程度行っている
- d.関係法令,規則に改正等があった時に随時行っている(時期を決めていない)
- e.策定以降行っていない
- f.その他(具体的に記載願います)

ハ.【「イ.」で「c.特に整備していない」と回答した所属】今後の整備予定についてはどうですか。

(該当する項目をチェックしてください。)

- a.整備に向け稼働中又は計画中である
- b.整備を検討している
- c.必要性は感じているが,早々の対応は難しい状況である
- d.特に検討していない
- e.その他(具体的に記載願います)

(2) 安全管理に係る知識の習得及び啓発について

イ.施設管理において必要な法定手続や業務等に関する知識について,どのように習得していますか。(該当する項目をチェックしてください。)

- a.基本的には前任者からの引継があったこと(のみ)を実施している
- b.独自の資料収集・情報収集等により習得している
- c.その他(具体的に記載願います)

ロ.施設を安全に管理するための情報・認識共有の機会として,令和元年度にどのような取組を実施しましたか。(該当する項目をチェックしてください。)

- a.自所属主催の研修や会議を開催した
- b.他機関主催の研修や会議に参加した
- c.元年度は実施していないが過去に実施したことがある
- d.過去を含め,実績がない
- e.その他(具体的に記載願います)

ハ.【「ロ.」で「a～c」のいずれかを選択した所属】実施した取組について具体的に記載してください。

(研修・会議のタイトル,内容,目的,その他取組のスキーム等)

二. 【「ロ.」で「d.過去を含め、実績がない」と回答した所属】理由について、該当する項目をチェックしてください。

- a.どのような研修等に参加したらよいかわからない
- b.必要性を感じ情報収集しているが、適切な内容のものがない
- c.必要性は感じているが、業務が多忙であるため余裕がなく実施(参加)できない
- d.その他(具体的に記載願います)

3. 施設管理における課題等

(1) 施設管理業務を行う上での課題

イ. 要改善の判定を受けた際の予算対応について、該当する項目をチェックしてください。

- a.緊急を要する改修等に充当する予算を措置しているなど、すぐに対応が可能な体制になっている
- b.改修を想定した予算は組んでいないが、必要に応じ優先的に対応できる体制になっている
- c.基本的には判定を受けてから予算要求を行うため、措置まで時間がかかる
- d.その他(具体的に記載願います)

ロ. 施設管理業務において苦慮している点等について、該当する項目を全てチェックしてください。

- a.業務が煩雑であり、わかりにくい
- b.委託先の業者が行っている業務について、業務の流れがよくわからない部分がある
- c.建物が古く、毎年のように修繕・改修を要している
- d.利用者からの苦情対応
- e.特にない
- f.その他(具体的に記載願います)

(2) 施設管理者としての意見・要望等

イ. 施設管理者としての要望について、該当する項目を全てチェックしてください。

- a.施設管理に関する全庁の統一的なマニュアルがほしい
- b.施設管理者向けの研修を実施してほしい
- c.要改善事項に速やかに対応できるよう予算措置してほしい
- d.特にない
- e.その他(具体的に記載願います)

ロ. その他、施設管理業務における所感や意見等を記載してください。

【別紙1】

■建築基準法に基づく点検対象部位

根拠となる条項	点検周期	対象部位
第12条第2項	3年	敷地及び地盤(塀・擁壁)
		建築物の外部(基礎・土台・外壁)
		屋上及び屋根(屋上面・屋上回り・屋根)
		建築物の内部(防火区域・壁・床・天井・防火設備・照明器具等・石綿等)
		避難施設等(避難上有効なバルコニー・階段・排煙設備等・非常用照明)
		その他(避雷設備・煙突)
第12条第4項	1年	換気設備(中央管理方式の空調設備に限る)
		排煙設備(排煙機を有するものに限る)
		非常用照明装置(予備電源を別置きしたのものに限る)
		給水設備及び排水設備
		昇降機等

【別紙2】

■消防法施行令 別表第一（着色部分が特定防火対象物）

項別	防火対象物の用途等
(一)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ 公会堂又は集会場
(二)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ 遊技場又はダンスホール
	ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二並びに(一)項イ、(四)項、(五)項イ及び(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
	ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(三)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ 飲食店
(四)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(五)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅
(六)	<p>イ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。)</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。</p> <p>(ii) 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床又は同項第五号に規定する一般病床を有すること。</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する診療所</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</p> <p>(ii) 四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>(3) 病院((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所((2)に掲げるものを除く。)又は入所施設を有する助産所</p> <p>(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所</p>

ロ 次に掲げる防火対象物

(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。))を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(2) 救護施設

(3) 乳児院

(4) 障害児入所施設

(5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児であつて、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。))を主として入所させるものに限る。又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十七項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)

ハ 次に掲げる防火対象物

(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。))その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(2) 更生施設

(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの

(4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)

(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)

ニ 幼稚園又は特別支援学校

(七)	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
(八)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(九)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(十)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)
(十一)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(十二)	イ 工場又は作業場
	ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(十三)	イ 自動車車庫又は駐車場
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(十四)	倉庫
(十五)	前各項に該当しない事業場
(十六)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(十六の二)	地下街
(十六の三)	建築物の地階((十六の二)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((一)項から(四)項まで、(五)項イ、(六)項又は(九)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
(十七)	文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)の規定によつて重要美術品として認定された建造物
(十八)	延長五十メートル以上のアーケード
(十九)	市町村長の指定する山林
(二十)	総務省令で定める舟車

個別施設計画策定状況(R2.4.1現在)

◎は策定済み、●は一部施設で策定済み、○は策定予定

大分類	中分類	小分類	～令和元年度	令和2年度
公用施設	庁舎	合同庁舎	●	○
		単独庁舎	●	○
	試験研究教育施設	試験研究施設	●	○
		研修教育施設	●	○
	警察施設	警察署		○
		交番		○
		駐在所		○
		連絡所		○
		執行隊		○
	職員住宅	知事部局職員宿舍		○
		教職員宿舍		○
		警察職員宿舍		○
	防災関係施設	防災機材倉庫		○
		防災無線施設		○
	環境測定施設	大気汚染等測定施設		○
		放射線測定施設		○
その他公用施設	用途廃止施設		○	
公共用施設	文化・社会教育施設	図書館		○
		博物館		○
		文化会館		○
	スポーツ施設	複合スポーツ施設		○
		単体競技施設		○
	自然レクリエーション施設	自然公園等		○
		森林施設等		○
		自然の家		○
	産業振興施設	産業振興施設		○
	社会福祉施設	障害福祉施設	●	○
		児童福祉施設		○
	学校	高等学校	●	○
		特別支援学校	●	○
		高等技術専門学校		○
		高等看護学校		○
		大学校		○
公営住宅	県営住宅	◎		
その他公共用施設	運転免許センター		○	
	その他公共用施設	●	○	
	用途廃止施設	●	○	
地方独立行政法人施設	大学	◎		
	病院		○	
	こども病院		○	